変更届出書等の必要事項早見表

変更事項	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	訪問リハ	居宅療 養管理 指導	通所 介護	通所 リハ	短期 生活	短期 療養	特定 施設	用具 貸与	用具 販売	定期巡回	夜間 対応	認知通所	小規模 多機能	GH	地域福 祉施設	複合 型	居宅 支援	福祉 施設	老健 施設	療養医療	介護予 防支援
事業所(施設)の名称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所(施設)の所在地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者(開設者)の名称※1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主たる事務所の所在地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
代表者の名前, 生年月日, 住所及び職名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定款, 寄付行為及びその登 記簿謄本又は条例等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所(施設)の建物の構 造概要及び平面図	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O ※2	0	0
備品の概要		0																						
事業所(施設)の管理者の 名前,生年月日及び住所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	* 3	0	0
サービス提供責任者の名 前, 生年月日及び住所	0																							
運営規程※4	0	0	0	0	O ※5	0	0	O ※6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	O ※7, 8	O ※9	0
協力医療機関・協力歯科医療機関		0				O ※10		0		0						0	0	0	0		0	O ※11		
事業所の病院, 診療所, 薬 局, 老健等の別			0	0			0		0										0				0	
入院患者又は入所者の定 員								0	0	※12												% 8	※ 9	
介護老人福祉施設, 介護老 人保健施設, 病院等との連 携及び支援体制の概要																0	0		0					
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあっては, 委託先の状況)											0													
併設施設の状況等																					0	O ※13	0	
本体施設の概要, 本体施設 との移動経路等																		0						
役員の名前, 生年月日及び 住所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護支援専門員の名前及 びその登録番号										0						0	0	0	0	0	0	0	0	0
連携する訪問看護事業所の 名称及び所在地													0											
法人の電話番号, FAX番号 又は, 事業所の電話番号, FAX番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※1 法人の合併等による名称変更は新規指定申請が必要な場合があります。
- ※2 「敷地の面積及び平面図」及び「建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要」を変更する場合は、あらかじめ開設許可事項の 変更申請が必要となります。
- ※3 管理者の氏名及び住所を変更する場合は、あらかじめ福山市長の承認が必要となります。
- ※4 従業者の入退職及び異動等により,員数が増減しない場合は,運営規程の変更の届出は省略して差し支えありません。
- ※5 提供する(介護予防)居宅療養管理指導の種類が変更となる場合も届出が必要となります。
- ※6 事業実施形態(空床利用型・併設型の別、本体施設種類)が変更となる場合も届出が必要となります。
- ※7 運営規程<u>(従業者の職種,員数及び職務内容に係る部分に限る。)</u>を変更するときは、あらかじめ、開設許可事項の変更申請が必要になります。 (申請後,運営規程の変更の届出は不要です。)
- ※8 入所者の定員を増加しようとするときは、あらかじめ、開設許可事項の変更申請が必要になります。 (申請後、併せて運営規程の変更の届出が必要となります。)
- ※9 入院患者の定員を増加しようとするときは、あらかじめ指定の変更申請が必要となります。 (申請後、併せて運営規程の変更の届出が必要となります。)
- ※10 療養通所介護を行っている場合のみ必要となります。
- ※11 協力医療機関・協力歯科医療機関を変更しようとするときは、あらかじめ、開設許可事項の変更申請が必要になります。 (契約内容が変わらない場合は、申請後、変更の届出は不要です。)
- ※12 利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、指定の変更申請が必要になります。
- ※13 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画を変更しようとするときは、あらかじめ、開設許可事項の変更申請が必要になります。